

第 6 章

土壤污染

第 6 章 土壌汚染

●法令の背景

1990 年代後半、企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属や揮発性有機化合物等が検出されるケースが相次ぎ、健康被害や土地利用への不安が社会問題となった。こうした中、2002 年に「土壌汚染対策法」が制定され、特定有害物質による土壌の汚染状況の把握や汚染が判明した土地に対し区域を指定する仕組みが導入された。

一宮市の状況

一宮市では、土壌汚染対策法（以下、「法」という。）や県条例に基づき、土壌汚染状況の把握や汚染された土地の適切な管理や除去などの指導を行っている。

この章では、以下の 2 項目に分類して記述する。

I 法・県条例に基づく届出件数（表 6-1～表 6-2）

II 市内の土壌汚染状況（表 6-3～表 6-5）

1 届出の状況

法と県条例に基づく届出の状況は、それぞれ表 6-1 及び表 6-2 のとおりである。

表 6-1 法関係の届出状況(2025年3月31日現在)

項 目	件数
法第3条第1項（有害物質使用廃止による土壌調査）	
特定有害物質使用の廃止	8
土壌汚染状況調査の結果報告	1
土壌汚染状況調査の調査実施中	0
法第3条第1項ただし書き（土壌調査猶予）	
土壌汚染状況調査の調査猶予	7
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	2
土壌汚染状況調査の調査猶予の手続中	0
法第4条（一定規模(3,000 m ² 以上)の形質変更の報告）	
一定の規模以上の土地の形質の変更	25
土壌汚染状況調査の調査命令	0
土壌汚染状況調査の結果報告	0
法第5条（土壌調査の命令）	
土壌汚染状況調査の調査命令	0
法第6条（要措置区域(健康被害のおそれあり)の指定）	
要措置区域の指定	0
要措置区域の指定解除	0
法第11条（形質変更時要措置区域(健康被害のおそれなし)の指定）	
形質変更時要届出区域の指定	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0

表 6-2 県条例関係の届出状況(2025年3月31日現在)

項 目	件数
県条例第39条（特定有害物質等使用廃止に伴う土壌調査）	
土壌汚染等調査の結果報告	2
県条例第39条の2（過去の特定有害物質等取扱状況の報告）	
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	23
土壌汚染等調査の結果報告	0
県条例第40条（汚染拡散の応急措置に係る報告）	
汚染拡散防止の応急措置等	0
県条例第45条（自主調査の結果報告）	
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	0

2 土壌汚染の状況

法に基づく土壌調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染が確認された土地は、その土壌汚染による健康被害のおそれの有無に応じて、それぞれ要措置区域と形質変更時要届出区域のいずれかに指定される。一宮市内における土地の区域指定はすべて解除されており、2025年3月31日現在で区域指定がされている土地はない。

なお、区域指定が解除された土地は、表 6-3、表 6-4 及び表 6-5 のとおりである。

表 6-3 要措置区域：指定解除(2025年3月31日現在)

	種類	指定年月日	指定番号	所在地	解除年月日	面積(㎡)	指定に係る特定有害物質の種類
解除済	要措置区域	2010年12月17日	要－1	一宮市小信中島字川東3番の一部	2013年6月14日	900	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準)
		2012年7月13日	要－2	一宮市奥町字大切前12番の一部及び15番2の一部	2012年8月14日	300	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		2018年8月13日	要－6	一宮市松降一丁目11番5の一部	2018年11月2日	41.65	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		2017年12月4日	要－4	一宮市今伊勢町本神戸字河原2番1の一部(一部解除)	2019年1月31日	425.8	ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)
		2018年7月17日	要－5	一宮市奥町字風田4番の一部、8番2の一部	2019年9月9日	100	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		2017年6月15日	要－3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部(一部解除)	2021年1月8日	863.22	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		2017年12月4日	要－4	一宮市今伊勢町本神戸字河原2番1の一部(全部解除)	2021年1月8日	200	トリクロロエチレン (溶出量基準)
		2017年6月15日	要－3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部(一部解除)	2021年2月9日	1994.89	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)
		2017年6月15日	要－3	一宮市羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部(一部解除)	2021年3月2日	44.92	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		2021年2月22日	要－7	一宮市萩原町萩原字松山531番1の一部	2021年5月31日	200	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		2017年6月15日	要－3	一宮市羽衣二丁目5番3の一部(全部解除)	2022年12月21日	38.18	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		2023年1月4日	要－8	一宮市八幡四丁目1番36の一部、1番37の一部	2023年11月28日	4830.792	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)

表 6-4 形質変更時要届出区域：指定解除（2025 年 3 月 31 日現在）

	種類	指定年月日	指定番号	所在地	解除年月日	面積(m ²)	指定に係る特定有害物質の種類
解除済	形質変更時要届出区域	2010年12月17日	形－1	一宮市小信中島字南九反18番の一部、22番の一部、 一宮市小信中島字御社来8番の一部、9番の一部、10番の一部、 11番の一部、12番の一部及び13番の一部	2013年7月29日	834.55	砒素及びその化合物(含有量基準) 鉛及びその化合物(溶出量基準)
		2010年12月17日	形－2	一宮市木曽川町玉ノ井字吉原西1番の一部	2013年7月29日	800	ふっ素及びその化合物(溶出量基準)

表 6-5 土対法改正前指定区域：指定解除（2025 年 3 月 31 日現在）

	種類	指定年月日	指定番号	所在地	解除年月日	面積(m ²)	指定に係る特定有害物質の種類
解除済	指定区域 (2002年法施行当時の指定区分)	2006年3月16日	指－1	一宮市貴船一丁目9番3号の一部、同4号の一部	2006年4月14日	100	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		2009年5月20日	指－2	一宮市今伊勢町本神戸字高野池43番2の一部、 43番3の一部、43番4の一部	2014年6月23日	158.85	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準)